

自動車取引適正化研究会（第15回） 議事要旨

1. 日時・場所

日 時：令和7年11月10日（月）13:00～15:00

場 所：経済産業省本館5階会議室（オンライン（Microsoft Teams）と併催）

2. 議事要旨

中小受託取引適正化法、受託中小企業振興法が、令和8年1月1日に施行されることを踏まえ、事務局から、資料に基づき、「自動車産業の適正取引ガイドライン」の改訂案を説明。その後、自動車産業適正取引ガイドラインの改訂事項及び自動車産業の取引適正化について議論を行った。

（研究会での主な意見）

- ・現下の勧告状況を踏まえ、従来の調達担当の考え方・商習慣を改めてもらうよう願いたい。未来志向でサプライチェーンを育てる取組という観点より議論していくべき。
- ・これまで暗黙の了解の下で進められてきた商習慣では時代に合わなくなってきており、グローバル化が進む中でも、適正取引推進の観点より、業界全体で体力を付けられるよう議論をしていく必要あり。
- ・価格協議を申し入れることで、その後の取引で不当に扱われることのないよう検討が必要ではないか。
- ・少なくとも取引階層の始まりにある大手発注者にあっては、不当に扱うことは無いと信じており、信じたい。もし具体的な課題等があれば、声を上げていくべき。
- ・価格協議を求めることが受発注に影響してはならず、それは法令で保護されるべきもの。取引階層においては、そういった懸念や不信があるということも念頭に、社内教育やセミナーを通じて、適正取引の徹底を継続実施することが、取適法を遵守する上で重要。
- ・適正取引はまだ課題も多く、一つ一つ留意をして進めていく必要あり。発注者から受注者への価格協議の呼びかけはサプライチェーン全体への広がりを持つべきであり、それらコミュニケーションが円滑に行われるための交通整理といった点の議論がなされても良いかも知れず。
- ・金型数は膨大であり、現状でも、保管状況を確認済みのものもあれば確認中のものもあるかも知れず。貸与型・資産型で扱いも異なるところ、まずは資産型と言っているが、それも完全な確認には相応の時間を要するもの。また、大型車の金型については、更に種類が多く補給品も多い。こういった実情も踏まえつつ対応していく必要あり。
- ・現場目線から見て、ベストプラクティスを如何に示していくかが大事なポイント。現場の情報を如何に集めて取組として共有していくか。Howについて提示していく必要あり。例えば複数の委託者向け部品製造に用いられる共有型など、保管費用の算出の扱いも複雑。今後、自動車業界の取引適正化を進めるに当たっては、こうしたHOWの点も留意していく必要あり。
- ・諸外国では補給品に係る規定のある国もあり。日本には規定なく、業界基準で概ね15年というのが一般的と認識。金型保管費用等で自動車メーカーへの勧告が続いているが、「量産終了後5年で金型廃棄」としてしまうのも乱暴な話。自動車保有期間も延びている状況で、消費者に不利益が生じ兼ねない点も懸念。こういったバランスを見つつ、補給品提供期間等のルール化を目指すことも一案かも知れず。
- ・海外において特定の業種では、多数の最新設備での大量生産により、信じられないような低価格で生産を行っている状況もある。日本政府としてもダンピング懸念への適切な対処等を是非お願いしたい。

お問合せ先

製造産業局 自動車課 電話：03-3501-1690